

平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会 議事録

1 日時 平成27年1月15日(木) 13時30分～15時30分

2 場所 杉妻会館 4階 「牡丹の間」

3 出席者 【消費者代表委員】

4 小沼 光子 委員 (代理：福島県消費者団体連絡協議会 田崎由子 様)

5 太田 陽子 委員

6 唐橋 勝江 委員

7 加藤 幸枝 委員

8 【生産者・製造者・流通業者代表委員】

9 遊佐 正広 委員

10 久保木幸子 委員

11 松永 雄一 委員

12 伊藤 信弘 委員

13 過足 満雄 委員

14 【学識経験者代表委員】

15 阿部 正 委員

16 千葉 養伍 委員

17 宮崎 真 委員

18 4 議事内容

19 【開会】

20 (司会：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

21 定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。開催にあたりまして、福島県保健福祉部長より挨拶を申し上げます。

22 【あいさつ】

23 (保健福祉部長)

24 委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には、ご多忙にもかかわらず、本懇談会に出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から、本県の保健衛生行政の推進につきまして、御理解と多大な御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

25 さて、本県における食の安全・安心の確保につきましては、平成24年度に策定した「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」に基づき「食の安全」と「食の安心」、そして「食品中の放射性物質対策」の3つの基本施策を柱として、基本理念であります「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」に向け取り組んでいるところであります。

26 特に食品中の「放射性物質対策」につきましては、検査体制の充実を図りながら、安全な食品の出荷・流通に向けた取組を展開して、皆様に安心して食べていただく。それから、風評の払拭にまで繋げていこうということで取り組んでいるところであります。おかげさまで、典型的な例の1つではありますが、米の全量全袋検査につきまして今年度は、ついに

1 一袋も基準値を超えたものが出なかったということで、安心が一層増したのかなと思って
2 おります。また、県北地方の特産品であります「あんぼ柿」につきましても、安全な原料
3 柿の確保はもちろんでありますが、様々な機器の開発まで含めて全量検査の体制の整備を
4 いたしまして、今シーズンにおいては、昨シーズンの3.5倍の700トンを目標といた
5 しまして、加工・出荷を行っているところであります。今後もきめ細やかな検査の継続と
6 測定結果の迅速な公表発信、さらにはお客様との間でのリスクコミュニケーションといっ
7 たことを大事にしながら引き続き安全と安心に係わる信頼の確保に努めてまいりたいと考
8 えております。

9 一方、放射性物質対策以外で安全の確保につきましてでございますが、国内最大手とい
10 っていると思いますが、外食チェーン店での異物混入事件が全国的に発生しております。
11 本県でも事例が発生しております保健所が立ち入り指導に入っております。その他にも、
12 冬場に発生が懸念されるノロウイルスによる食中毒などにおいても、予断を許さないとい
13 うことがございます。県といたしましては、引き続きまして生産・加工・流通各段階にお
14 ける、監視・指導を徹底していきまして、県民の皆様の健康被害の防止に努めてまいりた
15 いと思います。

16 本日の懇談会でございますが、手元の次第にもございますが、平成26年度上半期のプ
17 ログラムの実施状況について、ご議論いただきますとともに最近の食の安全・安心に係わ
18 る事例を報告させていただきますまして、皆様と情報を共有し、ご議論いただければと思いま
19 すので、皆様から忌憚のない意見をいただきたいと思えます。以上、お願いを申し上げま
20 して、今日の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

21

22 (司会：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

23 保健福祉部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。ご了承願
24 います。

25 ここで、本日まで出席を予定しておりました佐藤一夫委員であります、急遽所用により
26 ご欠席との連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

27

28 **【議事】**

29 (司会：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

30 これからの議事進行につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」
31 に基づき、選任されておられる、阿部委員に座長をお願いいたします。

32 阿部委員、よろしく願いいたします。

33

34 (座長：阿部委員)

35 阿部でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします
36 それでは、早速議事を進めさせていただきますが、円滑な議事運営に御協力をお願いし
37 ます。

38 本日の議題でございますが、ご覧の通り、平成24年度に作成しました「ふくしま食の
39 安全・安心対策プログラム」の平成26年度上半期、4月から9月までの実施状況につ
40 しまして、中間報告として事務局からご説明いただきますとともに、また部長が先ほどお話

1 しされました、様々な食の安全安心に係わる事例、例えば食中毒対策の取組等について、
2 皆様の忌憚のないご意見をいただきたく思いますので、よろしく申し上げます。
3 それでは、議事に入ります。議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状
4 況について」事務局から説明をお願いします。

5

6 【1 福島食の安全・安心対策プログラムの進捗状況について】

7 【基本施策1、基本施策2の実施状況】

8 (事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

9 それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。議題1の「ふくしま食の
10 安全・安心対策プログラムの進捗状況について」でございますが、はじめに実施状況の概
11 要と基本施策1、基本施策2実施状況につきまして、一括して説明させていただき、ここ
12 で一度委員の皆様から御意見等を頂戴したいと思います。その後、本プログラムの要であ
13 る、放射性物質対策に関する基本施策3の実施状況について、関係課長等から資料の掲載
14 順に説明させていただきます。

15 それでは、まず実施状況の概要についてご説明いたします。資料1の1ページをご覧
16 ください。基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として本年度計画しておりま
17 す52事業のうち、47事業を実施いたしました。基本施策1では、17の成果目標のう
18 ち14の成果目標について中間実績がまとまっております、不良食品に関係するものが
19 8件、それ以外のものが6件でございますが、不良食品関係の8件のうち7件、不良食品
20 以外のもの6件全てが、現況値と同等または改善が見込まれる数値となっております。

21 2ページをご覧ください。基本施策1の中間実績を一覧表にしたものでございます。⑩
22 の食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数につきましては、すでに9件の不良食
23 品が発生しております。9件中6件が表示違反によるものです。表示違反の全体につつま
24 しては、⑫から⑭に記載してございますが、本年度中間実績において食品全体では、現況
25 値より改善が見込まれる状況でございます。

26 1ページにお戻りください。基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、
27 今年度計画しておりました16事業のうち、14事業について実施をいたしました。成果
28 目標は5つ設定してございますが、全てが現況値より改善が見込まれる数値、または26
29 年度目標を達成した数値となっております。中間実績は、3ページの上の方に記載してお
30 ります。

31 次に1ページに戻っていただきまして、基本施策3につきましては、食品中の放射性物
32 質対策として重複事業9つを含む31事業のうち29事業を実施いたしました。成果目標
33 は2つ設定しておりますが、いずれも現況値と同等または改善されており、食品衛生法に
34 おける放射性物質の基準値を超過して出荷・流通・販売された食品はございませんでし
35 た。こちらの中間実績も3ページの下の方に記載しております。

36 上半期全体のまとめを、1ページ下段右側の枠の中に記載してございますが、成果目標
37 21指標のうち、現況値と同等または改善が見込まれるものが20指標となっております。
38 す。

39 続きまして、基本施策1の事業実施状況についてご説明いたします。4ページをお開き
40 ください。基本施策1は、食の安全確保に関する事業でございます。「(1)安全な食品

1 の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、「No. 2 G A P
2 の推進」では、マニュアルに係るリーフレットを追加作成しさらなる普及を図ったほか、
3 「No. 3 環境と共生する農業の啓発」では、福島大学と連携した P R ポスターの作成によ
4 り取組の拡大を図りました。5 ページの「No. 5 死亡牛の B S E 検査の推進」においては、
5 上半期に 6 8 6 頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しました。また、「No. 6 安
6 全・安心きのこ栽培の推進」や「No. 7 ふくしま農園パワーアップ事業」の開催など、安
7 全な農林水産物の生産と供給に向けた 7 事業を実施いたしました。

8 次に、6 ページをお開き願います。「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、「No.
9 1 食品製造・加工に関する技術相談」を 7 0 8 件実施したほか、「No. 2 H A C C P の推進」
10 において、延べ 7 9 回の立入調査を実施するなど、3 事業を実施いたしました。

11 次に、7 ページの「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア
12 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、「No. 3 魚類防疫指導」や 8 ペー
13 ジをお開きいただきまして、「No. 6 動物薬事監視・指導」等、計画された 7 事業のうち 6
14 事業を実施いたしました。なお、「No. 5 水産物産地市場衛生管理指導」につきましては、
15 全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量が非常に少ないため、実施
16 することができませんでしたが、下半期には漁業団体等と連携した衛生管理指導を検討し
17 てまいります。

18 次に、9 ページをご覧ください。「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」で
19 すが、「No. 1 食品製造施設の監視・指導」や「No. 2 食中毒の防止対策」として、旅館、
20 仕出し屋等の大量調理施設の監視・指導を実施しました。さらには、1 0 ページをお開き
21 いただきまして、「No. 4」から「No. 6」までの事業で、特定給食施設や集団給食施設、
22 学校給食施設について巡回指導等を行うなど、6 事業を実施いたしました。

23 次に、1 1 ページの「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、
24 「No. 1 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導」及び「No. 3 米トレーサ
25 ビリティ法に基づく監視・指導」において、外食店や小売店、弁当店の監視・指導を実施
26 いたしました。なお、「No. 2 卸売市場の品質管理指導」につきましては、下半期において、
27 市場関係者の意識啓発セミナーの開催を予定しております。

28 次に、1 2 ページをご覧ください。「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につ
29 きましては、市場や大型小売店等、1, 3 9 4 施設の監視・指導を実施いたしましたが、輸
30 入食品における不良食品の発生はありませんでした。

31 次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、J A S 法、景
32 品表示法、健康増進法に基づく食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、啓発などの
33 5 事業を実施いたしました。1 3 ページの「No. 2 適正表示推進者養成講習会」につ
34 きましては、下半期に開催を予定しております。

35 次に、1 4 ページをご覧ください。「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」
36 でございますが、検査の精度管理等に関しまして、「No. 1」、「No. 2」の事業を実施した
37 ほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきまして「No. 3」及び
38 1 5 ページの「No. 4」の事業を実施いたしました。

39 また、「No. 5」から 1 6 ページの「No. 9」までの事業につきましては、平成 2 6 年度
40 食品衛生監視指導計画に基づき実施いたしましたが、上半期においては、基準値超過等の

1 検体はありませんでした。「No. 1 0 遺伝子組換え食品の検査」につきましては、下半期に
2 検査を実施する予定でございます。

3 さらに、食肉等の検査について、「No. 1 1」以降の検査を実施するなど、1 5 事業のう
4 ち1 4 事業を実施して、食品の安全性を確認いたしました。「No. 1 4 食鳥処理場における
5 病原微生物等モニタリング検査」につきましては、下半期に検査を実施する予定でござい
6 ます。

7 最後に、1 7 ページの「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No.
8 2 化学物質発生源の周辺環境調査」など4 事業を実施いたしました。

9 基本施策1 「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

10

11 続きまして、基本施策2 の実施状況について説明いたします。

12 1 9 ページをご覧ください。基本施策2 は、「食の安心」に関する事業でございます。

13 「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No. 1 消費者
14 への教育事業」を実施したほか、2 0 ページをお開き願ひまして、「No. 4 山菜・きのこに
15 よる食中毒防止等の啓発活動」では放射性物質に関する情報提供も併せて実施いたしまし
16 ました。2 1 ページの「No. 8 の食品衛生講習会」におきましては、食品営業施設や集団給食
17 施設等の食品取扱者、さらには一般消費者に対する出前講座等、多数の参加者を得て実施
18 いたしました。さらに、郡山市におきましても、「No. 5」から「No. 7」までの3 事業を
19 実施するなど、8 事業全てを実施いたしました。

20 次に、2 2 ページをお開き願ひます。「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」
21 におきましては、「No. 1 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇
22 談会」を上半期に4 方部で開催し、意見交換等を実施しました。2 3 ページの「No. 5 ジ
23 ュニア食品安全ゼミナール」は、郡山市の新規事業でございます。内閣府食品安全委員
24 会と共催で実施するものであります。この事業を含め、いわき市の事業であります、「No.
25 3 食の安全に関するフォーラム」等につきましては、下半期の開催となります。

26 次に、「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、昨年8
27 月に「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催して、平成2 5 年度における食の安全
28 ・安心に関する事業の実施状況や今後の取組などについて、情報提供及び意見の交換等
29 を実施いたしました。

30 最後に、2 4 ページをお開き願ひます。「(4) 食育の推進」につきましては、「No. 1 市
31 町村食育推進計画作成の促進」において、各保健福祉事務所が市町村計画の作成を支援い
32 たしました。また、「No. 2」では福島県食育応援企業団が1 5 社登録となるなど、2 事業
33 を実施して食育の推進を図りました。

34 基本施策2 に関する実施状況の報告は、以上でございます。

35 以上、実施状況の概要と、基本施策1、基本施策2 に関する実施状況の報告でございま
36 す。よろしく願ひいたします。

37

38 【基本施策1、基本施策2 の実施状況についての質疑】

39 (座長)

40 ありがとうございます。実施状況の概要と基本施策1、基本施策2 についての説明が

1 ございましたが、ここで委員の方からご意見をいただければと思います。
2 ご説明のとおり、現況値と同等または改善が見込まれるということですので、引き続き
3 確実に事業を実施し食の安全の確保に努めていく、あるいは、消費者と情報を共有してい
4 くとのことですが、田崎委員いかがですか。

5
6 (小沼委員 (代理：田崎様))

7 私たちは、やはりこういった取組の実態を「これぐらい実施して結果こうでした」と教
8 えていただくと、やはり安心につながると思います。結果的にゼロでしたとか、陰性でし
9 たということをお聞きすると、安心すると思います。

10 色々な事業がこれからもあるようなので、消費者が参加できるようなところは、積極的
11 に参加していきたいなと思いました。

12
13 (座長)

14 ありがとうございます。他に意見はございませんでしょうか。

15 なければ基本施策3につきまして、関係する課、中核市から説明をお願いします。

16
17 **【基本施策3の実施状況】**

18 (事務局：環境保全農業課長)

19 それでは、資料1の25ページをお開きください。基本施策3でございますが、この施
20 策は食品中の放射性物質対策でございます。「(1)安全な食品の生産に向けた放射性物
21 質対策」の「No.1食の安全・安心の推進(GAPの推進)」でございます。この事業につ
22 きましては、生産段階におきまして、放射性物質に対応した安全確保のための取組であり
23 ますGAPを推進するために、昨年作成しましたマニュアル及び新たに作成しましたリー
24 フレットによりましてGAPの実践を推進するとともに補助事業で導入を支援してまいり
25 ました。下半期でございますが、追補版の麦編を作っておりまして、引き続きGAPを実
26 践して参りたいと思います。

27
28 (事務局：林業振興課長)

29 続きまして、25ページ下段になりますが、「No.2安全・安心きのこ栽培の推進」で
30 ございます。こちらは、きのこ版のGAPと言える「福島県安心きのこ栽培マニュアル」の
31 中に放射性物質対策を盛り込みまして、当課のホームページ等で公開するとともに各農林
32 事務所の林業普及指導員が生産者を訪問しマニュアルを配布、そして、マニュアルに基づ
33 くきのこの栽培方法の指導を行ってございます。上半期につきましては、358名の生産
34 者の方に指導を行いまして、おかげさまをもちましてマニュアルに基づく栽培管理を行
35 いました、新地町と伊達市合わせて4名の施設栽培の原木シイタケ生産者が出荷制限を解除
36 されまして、出荷に至っております。下半期も274名の生産者の方にマニュアルの配布
37 と栽培方法の指導を行っていく考えでございます。なお、このマニュアルに沿って栽培さ
38 れております生産者は、原木、おが粉、培地、ほだ化されたほだ木、それぞれの段階で安
39 全を確認してございまして、生産された栽培きのこにつきましては、基準値をオーバーす
40 るものはでていないという状況でございます。

1 (事務局：環境保全農業課長)

2 続きまして、26ページをご覧ください。「No.3 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」
3 につきましては、農産物の安全を確保するために県で行われていますモニタリングとは別
4 に産地における放射性物質の検査体制を構築しております。農産物安全管理システムで安
5 全性の「見える化」を推進しております。これまでに米は10月20日の時点で476
6 万件を超える検査をしており、園芸品目では、新たに機器を2台追加いたしまして、1万
7 5千点を超える検査をしております。いずれの検査でも基準値超過はございませんでした。
8 補足すると、昨日現在で米につきましては、1千万点を超える検査を、園芸品目について
9 は2万点を超える検査を実施しております。いずれも基準値超過はございませんでした。
10 今後も引き続き産地における検査体制の整備と情報発信に努めて参りたいと考えておりま
11 す。

12

13 (事務局：食品生活衛生課長)

14 続きましては、26ページの「No.4 食品製造施設の監視・指導」でございますが、食
15 品製造施設に対する監視指導に合わせまして、放射性物質に関しましても自主検査の実施
16 や原材料の安全性の確保について指導助言をいたしました。放射性物質検査の結果、大豆粕の
17 1点について基準超過が確認されましたが、市場への流通はありませんでした。

18

19 (事務局：環境保全農業課長)

20 続きまして27ページをご覧ください。「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の
21 情報発信」です。「No.1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」でございますが、この事
22 業は県産農林水産物の安全性を確保するため、モニタリング検査を行うものでございまし
23 て、昨年9月30日までの間に1万4千点ほどモニタリング検査をいたしまして、95点
24 ほど100 Bq/kgを超えるものがありました。超過したものは、水産物や山菜きのこが中
25 心でございまして、野菜や果物からは超過するものが出ておりません。なお、12月末時
26 点で、2万2千点ほどモニタリング検査を行った中、106点ほど超過したものがござい
27 ました。引き続き今後もモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。

28

29 (事務局：水田畑作課長)

30 続きまして、「No.2」でございます。26ページで先ほど説明ありました「No.3 ふく
31 しまの恵み安全・安心推進事業」の中で米の全量全袋検査に関する体制整備をした上で、
32 「No.2 米の放射性物質全量全袋検査」の主体である地域協議会の実施体制の整備支援、
33 また検査場の管理を行うとともに、ふくしまの恵み安全対策協議会を通じて速やかに結果
34 を公表するという事業でございます。26年度上半期以降の直近の実績につきましては、
35 先ほど26ページの「No.3」で申し上げたとおりでございます。

36

37

38 (事務局：畜産課長)

39 次は28ページ、「No.3 肉用牛の放射性物質全頭検査」についてでございます。本県か
40 ら出荷されます肉用牛は、全頭検査を実施しております。県内においては、郡山市にあり

1 ます福島県食肉流通センター、それから県外は、18のと畜場に出荷していますが、それ
2 ぞれの施設で全て検査しております。上半期の実績は、10,858頭の検査を実施しま
3 したが、基準値超過はございません。また昨日までの検査においても基準値超過は確認さ
4 れておりません。

5

6 (事務局：郡山市保健所長（代理：郡山市保健所次長）)

7 続きまして28ページの下段、「No.4 豚肉等の放射性物質検査」についてでございます。
8 郡山市内のと畜場におきまして処理されました、豚、馬、めん羊等の各食肉の放射性物質
9 を検査しました。上半期ですが、豚1,859件、馬343件、めん羊12件、合計2,
10 214件の検査をしましたが、基準超過はございません。なお、本年度の昨日までの検査
11 においてですが、今のところ基準超過はございません。

12

13 (事務局：自然保護課長（代理：自然保護課主幹）)

14 29ページ、「No.5 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」でございます。野生
15 鳥獣、主に食肉として利用される、クマ、シカ、カモなどの野生鳥獣の検査を実施して
16 おります。上半期の実績といたしましては、132検体のうち、基準値を超えたものが59
17 検体となつてございまして、これはクマとイノシシです。ちなみに直近の検査結果につ
18 しましては、275検体のうち119検体基準値を超過しているものがございまして、クマ、
19 イノシシ、の他にヤマドリで基準値超過が確認されております。

20

21 (事務局：食品生活衛生課長)

22 続いて、「No.6 加工食品等の放射性物質検査」でございますが、この事業では、中核市
23 における検査も含めまして、上半期で3,256検体の検査を実施しております。基準値
24 超過した食品は、先ほど申し上げたとおりで大豆粕がありました。流通はしておりませ
25 ん。

26

27 (事務局：産業創出課長)

28 続きまして30ページ、「No.7 加工食品の放射能測定事業」でございます。これは、加
29 工食品を作っておられる事業者の方々の自主的な検査に対して支援をしていくというもの
30 でございます。県のハイテクプラザ、ハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおきま
31 して、放射性物質の検査を依頼に応じて行つてるものです。26年度上半期は1,108
32 件の測定を行いました。基準値超過の報告はございませんでした。

33 続いて、「No.8」でございますが、こちらは県内に10カ所ございます商工会議所、そ
34 れから26ございます商工会に平成24年度より、簡易型の放射性物質測定器を県から配
35 置させていただいております。これらの測定器の維持管理について、支援を行つておりま
36 す。商工会、商工会議所において、26年度上半期に1,490件の検査が実施されまし
37 たが、基準値超過はございませんでした。

38

39 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

40 「No.9 自家消費野菜等放射能検査事業」でございますが、これは流通品ではなく、家

1 庭菜園等の野菜、それから山で採れる山菜、きのこ類を対象に検査を行う事業でございま
2 す。上半期は、63, 538件の放射性物質の検査を県内住民からの要望によりまして、
3 各市町村の窓口や県のセンター等で実施し、6, 454件が基準値の1/2を超過してお
4 りますが、これは野生の山菜きのこがほとんどとなっております。また、検査員の研修会
5 も4回開催したほか、検査員自身の熟度を増すために、現地訪問を委託業者をお願いして
6 385回実施しております。

7
8 (事務局：健康教育課長 (代理：健康教育課主任主査))

9 「No. 10 学校給食用食材の放射性物質検査」でございまして、これは、学校給食用食
10 材の事前のスクリーニング検査について市町村等の支援を行っているものです。上半期の
11 実績としましては、27市町村に補助しておりまして、また、県立学校17校で検査して
12 おります。なお、平成25年度実績と比較すると市町村数が減少してございますが、これ
13 は市町村が検査をしていないということではなく、市町村で独自に検査できる財源の手当
14 がついたということで、実施市町村数が減っているものでございます。

15 続きまして、「No. 11 学校給食放射性物質モニタリング検査」でございまして、これは
16 学校給食丸ごと検査とあって、児童生徒が食べた給食をゲルマニウム半導体検査機で検査
17 する事業でございまして。上半期は、807検体の検査をしまして、基準値を超えたもの及
18 び数値が検出されたものはゼロでございまして。昨日までの検査結果でも、検出されたもの
19 はございません。

20
21 (事務局：放射線監視室長 (代理：放射線監視室技師))

22 続きまして、「No. 12 日常食の放射性物質モニタリング調査」でございまして。これは一
23 般家庭で消費されている食事の中にどの程度放射性物質が含まれているか、その濃度を調
24 査いたしまして県民の内部被曝線量を推定評価するための基礎資料を作成する事業でござ
25 いまして。今年度は、事業の実施が下半期に1回となっております。避難地域を除く52
26 市町村から、18歳以下の2名を推薦していただきまして、合計104検体について放射
27 性セシウム及び放射性ストロンチウムの測定を実施します。現在、提出していただいた食
28 事の分析を進めているところでございます。

29
30 (事務局：食品生活衛生課長)

31 続きまして、32ページ、「(3) 飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」で
32 ございます。まず、「No. 1 水道水の放射性物質モニタリング検査」につきましては、県内
33 全ての水道水につきまして、上半期に328箇所、6, 296件の検査を実施しましたが、
34 管理目標値を超過した検体はございませんでした。

35 次に、「No. 2 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査」におきましては、水道水以
36 外の井戸水、わき水等928件について、検査を実施しましたが、こちらも管理目標値を
37 超過した検体はございませんでした。

38
39 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

40 続きまして、「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーション

1 ョンの促進」でございます。まず、「No. 1 食の安全・安心アカデミーの開催」でございま
2 すが、大規模なシンポジウムを下期、1月25日の福島市は、県文化センターで、2月1
3 日の郡山市は、ホテルハマツで開催を予定しております。県のリスクアドバイザーとなっ
4 ております、長崎大学の高村先生に基調講演をいただく予定で、現在、シンポジウムに参
5 加される方を募集中でございます。

6 次に、「No. 2 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）」でござい
7 ますが、これは小規模の各団体からのご要望によりまして、放射能の正しい知識について
8 説明会を実施しているものでございます。上半期につきましては、10市2町2村におき
9 まして、36回開催し、延べ2,734人の参加を得ております。下期も34回開催予定
10 でございまして、年間70回を開催予定としております。そのほか、消費者庁で作成しま
11 した「食品と放射能のQ&A」という冊子がございますが、この改訂版が作成されました
12 ので、増刷いたしまして、県内各市町村を通しまして、今年度中に各家庭全戸配布を予定
13 しております。

14

15 （事務局：環境保全農業課長）

16 続きまして、「No. 3 食の安全・安心推進事業」でございまして、この事業は県内の量販
17 店や直売所などの協力を得ながら、県内農産物の産地情報を発信するとともに、食育活動
18 を通じまして、県産農林水産物の信頼回復と消費者の安全・安心の確保に努めるという事
19 業です。本年度の上半期につきましては、5事業者に委託をいたしまして、8月から12
20 月まで事業を実施していただきました。今後も引き続き情報発信等を行いまして、県産農
21 林水産物の信頼回復と消費者の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

22 続きまして、34ページ、「No. 4」でございまして、これは再掲載でございますので、
23 説明を省略させていただきます。

24

25 （事務局：食品生活衛生課長）

26 続いて、「No. 5 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」につきましては、住民帰還
27 後における飲用井戸水等の使用におきまして、使用再開にあたっての留意事項を記載した
28 資料を作成しまして、市町村の担当窓口を通しまして、広報誌等への掲載、または飲用井
29 戸水等検査窓口における資料の配付等について実施いたしました。

30

31 （事務局：農産物流通課長（代理：農産物流通課主幹））

32 次に、「No. 6 ふくしま新発売。農林水産物モニタリング情報」でございまして、この事
33 業は、県産農林水産物でこれまで実施しておりますモニタリング検査の結果につきまして、
34 品目別、地域別に簡単に検索できるようなシステムを県のホームページ上に公開している
35 ものでございます。日平均で3,235名の方がホームページにアクセスしています。ま
36 た、これまでの検査結果の件数といたしまして、14,253件をデータを掲載していま
37 す。

38

39 （事務局：林業振興課長）

40 続きまして、35ページ上段をご覧ください。「No. 7 山菜・きのこによる食中毒防止等

1 の啓発活動」でございます。こちらにつきましては、従前は山菜の食べられるものと毒草
2 の判別、野生きのこの食毒の判別、または毒きのこに関する新たな情報の提供等が主旨で
3 ございました。数年前までは有用な食用菌でありましたスギヒラタケというきのこが、近
4 年、腎臓障害を持たれている方は、脳症を発症するというので、近年重点的に広報して
5 いる次第でございます。また最近は、モニタリングで出荷制限がかかりました野生きのこ、
6 山菜等についての広報、情報提供というものが重要な業務の一部となっております。上
7 半期におきましては、県内10市町村に野生きのこに関する出荷制限情報、食中毒防止情
8 報の広報等にご協力をいただきました。また、各農林事務所、林業研究センターに持ち込
9 まれました20件の野生きのこの鑑定を実施しております。また、野生きのこ等に関する
10 出荷制限情報や毒きのこに対する注意喚起を県林業振興課のホームページに掲載して注意
11 喚起してございます。なお、下半期につきましても、野生きのこ、山菜に関する情報を繰
12 り返し周知してまいりたいと考えております。

13

14 (事務局：食品生活衛生課長)

15 「No.8 食品衛生講習会の実施」でございますが、食品営業施設あるいは集団給食施設
16 さらには一般消費者の出前講座など合わせまして393回の講習会を実施してございま
17 す。放射性物質に関する基準値や検査体制、検査結果等についても正しい知識を習得して
18 いただきますよう、食品衛生の知識と合わせて、説明を行ってまいります。

19 次に36ページの「No.9 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開
20 催」につきましては、県内4地域で開催いたしまして、同様に放射性物質の基準値、検査
21 体制、検査結果等に関する知識について情報提供を実施したほか、参加された方々からご
22 意見をいただくなど、相互理解に努めたところでございます。

23

24 (事務局：いわき市保健所長(代理：いわき市保健所生活衛生課長))

25 次に、「No.10 食の安全に関するフォーラム等の開催」でございます。この事業は、市
26 民の皆様への情報提供と意見交換を行うために、開催するものでございますが、今年度は
27 11月に開催しております。季節柄、ノロウイルスを中心に開催したところでございま
28 すが、やはり市民の関心の高い放射性物質に関しましても検査の状況等について情報提供
29 いたしまして、市民の皆様の安全安心に繋がったものと考えております。

30

31 (事務局：食品生活衛生課長)

32 「No.11 ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催」でございますが、昨年8月それ
33 から本日ということで、2回の開催になります。

34 最後に37ページ、「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」に関す
35 る事業でございますが、まず、「No.1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」につつま
36 しては、食品中の放射性物質の検査方法に関しまして、水戻し等を要する食品のうち、国
37 から検査方法が示されていない乾燥野菜、乾燥したお茶について、検査方法の研究を行っ
38 たものでございます。

39

40

1 (事務局：農業振興課長)

2 続きまして、「No.2 放射性物質除去・低減技術開発事業」でございますが、この事業に
3 つきましては、農地の土壌調査を継続的に実施いたしまして、放射性物質濃度マップの更
4 新と公表を行うというものと、県の農業、林業、水産の各試験研究機関におきまして、農
5 地や森林等の除染技術や農林水産物について放射性物質の吸収抑制技術等の開発を行って
6 いるものでございます。平成26年度の上半期といたしましては、土壌404地点で調査
7 を実施中でございます。それから、放射性物質の除去・低減技術開発につきましては、農
8 業分野41課題、林業分野6課題、水産分野9課題、合計56課題につきまして研究開発
9 に取り組んでございます。下半期の活動計画ですが、昨年10月17日に平成25年度の
10 農地土壌の放射性物質濃度分布図が農林水産省から公表になっております。県では25年
11 度版の分布図を市町村農業団体等に配布予定でございます。また、現在取り組んでおりま
12 す56課題につきましては、年度末に向け、成果をとりまとめ、順次公表して情報提供し
13 てまいりたいと考えてございます。

14

15 (事務局：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)

16 以上が基本施策3の各事業の実施状況でございます。続きまして、資料2をご覧ください。
17 資料2は、放射性物質の検査結果について、食品の種別毎に、時系列的に示したもので
18 ございまして、広報用として各市町村の他、県のアンテナショップ等にも配布してござ
19 います。ご覧いただいておりますのは、8月の第1回推進懇談会でも報告させていただ
20 いたものに、本年の4月から9月までの検査結果を追加したものでございます。また、資料
21 2の(別添)とございますが、こちらに山菜ときのこの野生の部分抜き出した資料を追
22 加しております。なお、野菜果実、山菜きのこの緊急時モニタリング検査におきましては、
23 出荷制限の指示のある区域のものは、出荷流通できないことから、検査の対象とはして
24 おりません。別途、解除に向けた検査を実施してございます。

25 今回、資料2の概要といたしましては、各食品において徐々に状況が改善してきており、
26 野生の山菜きのこや水産物など、一部に基準値を超過する食品が見受けられるものの、ほ
27 とんどの食品が基準値以下となっている状況でございます。また、超過した食品は、出荷
28 制限等の措置が講じられており、流通している福島県産食品については、安全性が確保さ
29 れているものと考えてございます。

30 個別に見てまいりますと、まず、野菜果実につきましては、事故直後に放射性物質が降
31 下、付着した影響から100 Bq/kg 超過が見られましたが、今年度上半期は全て基準値以
32 下でございまして、うち、96パーセント以上が「検出せず」でございました。次に、山
33 菜・きのこでございますが、資料2の(別添)で説明させていただきます。山菜につきま
34 しては、春先から初夏にかけて山野に発生するため、4月から6月の期間で多くの検査を
35 実施しております。平成23年度以降、暫定規制値、または基準値を超過した山菜につ
36 いては、採取された市町村毎に出荷制限の措置が講じられており、原発事故当時と比較
37 と100 Bq/kg を超過する山菜は減少しております。野生のきのこにつきましては、夏
38 から秋にかけて山野に発生するため、7月から12月の期間で多くの検査が実施されま
39 す。平成23年度以降、暫定規制値、または基準値を超過した野生のきのこについては、同
40 様に、採取された市町村毎に出荷制限等の措置が講じられており、原発事故当時と比較する

1 と100 Bq/kgを超過する野生のきのこは減少しております。一方、栽培きのこにつきま
2 しては、1年を通して収穫と検査が実施されます。平成23年は、暫定規制値を超過する
3 栽培きのこが確認されましたが、23年度第4四半期以降（24年1月以降）は、100
4 Bq/kgを超過する栽培きのこは、確認されておりません。

5 では、資料2に戻りまして、畜産物になりますが、23年度までは基準値超過が見られ
6 ましたが、24年度下半期以降は全て基準値以下であり、最近の状況を見ますと98パー
7 セント以上が「検出せず」となっています。なお、畜産物のうち、原乳は23年度第2四
8 半期からは全て「検出せず」で、鶏卵は、23年4月以降すべて「検出せず」でございま
9 す。次に水産物でございしますが、事故直後は約半数が100 Bq/kg超過でございましたが、
10 その後、超過の割合は徐々に減少し、最近でも超過は見受けられるものの、約99パー
11 セントが100 Bq/kg以下となっています。なお、試験操業の開始以降、対象魚種のモニタ
12 リング検査では、全て100 Bq/kg以下となっております。

13 最後に加工食品ですが、このデータはあんぽ柿等の試験加工品を除くデータでございま
14 す。23年度は、乾燥野菜、乾燥きのこ、梅干しなどで100 Bq/kg超過が一定数確認さ
15 れましたが、最近では、100 Bq/kgを超過するものはごくわずかとなっております。

16 事務局からの説明は、以上でございます。

17

18 【基本施策3の実施状況についての質疑】

19 （座長）

20 ありがとうございます。それぞれの担当部署からの説明、大変ありがたく思います。
21 ただいま、基本施策3についての説明がございましたが、3本の柱のうち、放射性物質に
22 関する事業についてですが、皆様から感想や御意見をいただきたいと思いますが、宮崎委
23 員いかがでしょうか。

24

25 （宮崎委員）

26 まもなく震災から4年が経過しますが、今までの取組を聞かせていただいて、おそらく
27 一般の方にも、一番目立つ成果は、米の全量・全袋検査で基準値以下が100パーセント
28 というところではないかと思えます。ただ、それは1つの成果であって、4年近くの時間
29 をかけて関係課の方々が行ってきたこと、莫大な労力と時間を使い、人数かけて行ってき
30 たことですので、そういった方々に感謝するほかないと思っています。

31 4年という期間が短いのか長いのか判断することは難しいですが、簡単にチェルノブイ
32 リの事例を考えてみると、チェルノブイリは4年の間、ソビエト連邦が崩壊するまで、放
33 射線に対する対策は十分でなかった状況にあり、汚染もそのままでした。しかしながら、
34 福島が4年間でこのような成果というのは、勝手に数値が下がっていったわけではなく、
35 やはり日本の事故に対する対応、様々な研究や流通させない努力がこういった結果に結び
36 ついたと思っております。

37 私が委員になってから最初の時に、検査していただいた情報をできるだけまとめてお伝
38 えすることについて話をさせていただきました。

39 質問については、2点ほどあるのですが、1つは34ページにあります「ふくしま新発売」
40 のウェブサイトについてです。こちらはご覧になった方も多いたと思いますが、非常

1 に良く出来ていまして、県の検査の全体を網羅できるとものだと思うのですが、この中で
2 モニタリング検査の件数が、26年度上半期で14,253件となっています。この数は
3 資料の27ページにあります、「No.1 農林水産物緊急時モニタリング事業」の14,25
4 3件ということですのでよろしいのか、ということです。

5 それから、もう一点は要望なのですが、県の公表しているデータとは異なる形かもしれ
6 ませんが、市町村等で行っている自主、自家消費野菜等の検査結果を網羅的に見られるも
7 のが情報発信に有効ではないかと考えます。このような検査の結果は、各市のホームペー
8 ジ等では確認できるのですが、全体的に確認できる状況が情報発信になるのではないかと
9 考えます。

10 まとめますと、1点は、サイトに投稿されているものが、この取組の中で点数が別の事
11 業として報告されているかということと、要望として、市町村で実施された検査結果も
12 ぜひ収集していただきたいなということです。

13

14 (座長)

15 要望はお聞き入れいただきたいと思いますが、サイト情報については、事務局お願いし
16 ます。

17

18 (事務局：環境保全農業課長)

19 34ページ「ふくしま新発売。」に掲載してます件数につきましては、これは県で実施
20 しているモニタリング件数のそのままの数字でございます。これらにつきましては、出荷
21 を前提としまして、出荷前、出荷中も含めて事前に調査をして安全性を確認するというこ
22 とでやっております。ただ、これ以外にも現在出荷制限されている品目もございまして、
23 それらについて出荷制限解除をするために膨大な検査をする必要がございます。それらに
24 ついては、事務局のほうで検査をして安全性が確認されれば国と協議をして、その協議を
25 もとに出荷制限の解除が行われるというものです。最近では、魚類が出荷制限が解除にな
26 って、いわゆる試験操業に結びついているものでございます。

27 それから、市町村の調査というか産地側での調査になりますが、それにつきましては、
28 資料の26ページの「No.3」が産地側での検査ということで、ここでは米と園芸品目が
29 ございますが、その他そば、大豆等もやっております。これは、主に農協さんとかでやっ
30 ているものをホームページにもデータとしてあげていまして、「ふくしまの恵み」という
31 ホームページを作っております。ここに各産地側で情報を掲載しているという仕組みに
32 なっております。

33

34 (座長)

35 ありがとうございます。できれば情報の一元化をしていただきますと、様々なサイトを見
36 ながらだと、はっきり言って面倒くさいな、という印象を受けますので、県が主体にな
37 って一括で分かるようにできると視聴者の利便性に供するかなと考えます。できるだけ情
38 報というのは、丁寧に迅速に公表するというのも必要だと思います。

39 それでは、他にご意見はございますか。太田委員お願いします。

40

1 (太田委員)

2 私は新地なのですが、タケノコや山菜はもうだめという形になっています。しかしなが
3 ら、それでも食べたい人がいて検査に出している人もいるそうなのです。それで、その人
4 達と話すと、タケノコは安心だよと言うのですが、やはり小さい子どもがいる家庭ですと、
5 山菜はまったく食べないので、私も今まで4年間の推移を見させていただいて、私たちの
6 データはどこに反映されているのかな、と見ていたのですが、結局入ってなかったとい
7 うことでしょうかね。でも、この前どこかで聞いたのですが、タケノコも部分によって放
8 射能が集まる部分があるそうで、先端が集まりやすいと聞いたのですが、今度は分割して
9 測定に出してみようかと思えています。やはり私たちもはやく山菜が食べたいと思いま
10 すし、何かその辺をお願いしたいと思えます。

11

12 (座長)

13 事務局、お願いします。

14

15 (事務局：林業振興課長)

16 林業振興課です。山菜ときのこの担当課でございます。厚生労働省と農林水産省、林野
17 庁ですが、そちらと交渉いたしまして、出荷制限解除の一定の方向性は出していただきま
18 して、これが今年度初めに出たわけですが、その方針といいますのが、市町村毎に5箇所
19 以上の定点観測地点を設けて、3カ年間漸減傾向が見られると、その上でその市町村内か
20 ら集められる限り、基本的には60点以上となっておりますが、60点以上のサンプルをと
21 ってそれが全て基準値を下回るという結果が出た場合には解除できるという解除の方針が
22 示されましたので、各市町村毎にそういった形での取組を進めつつございます。方針が決
23 定されたのが遅かったので、山菜については次の春に始めるような形でございますが、野
24 生のきのこにつきましては会津の方で、品目別にマツタケとかマイタケとかそれぞれ市町
25 村と協力しながら始まっているところでございます。ただ、先ほど申しましたとおり、3
26 年間で漸減傾向を見るという形ですので、前の年と同じ場所にとって、多少なりとも上回
27 るとまた一から始めるという形になってしまいますので、そちらの方で難しいものござい
28 ますが、モニタリング検査という形にはなりませんので、モニタリングの事前検査という
29 形で公表されていない形となっておりますが、そういった形でも解除に向けた取組は徐々に
30 始まっています。

31

32 (座長)

33 ありがとうございます、よろしく申し上げます。

34 他にございませんでしょうか。太田委員お願いします。

35

36 (太田委員)

37 今、新地町でも要望に応じて、家の周辺の線量を測定して、高いところは除染するとい
38 う方向で動いているのですが、近くでも山を崩して土を持って行くのですよ、削った後の
39 補充ですか、その土を測定し性質によって、どうしても良いところに入れるとか、田んぼに
40 入れるとか、畑に入れるなどされると聞いたのですが、今、山は除染もされていませんの

1 で、どういう風な検査をして持って行くのか疑問に思ったのですが。

2

3 (座長)

4 どなたかおわかりの方おられますか。一応は検査しているのではないですか。そうでな
5 いと、せっかくきれいにしたところがまた汚染されたのでは仕方ないですから。

6

7 (太田委員)

8 木を伐採して、表土ごとそのまま持っていきますので。

9

10 (座長)

11 これは、わかりませんね。はい、林業振興課長お願いします。

12

13 (事務局：林業振興課長)

14 山の話なので多少関連あるかと思しますので、話をさせていただきます。座長もおそら
15 くご存じのとおりだと思いますが、現在、山林のセシウムがどのあたりにたまっているか、
16 という話になりますと、だいたい地中の5センチくらいの所に、一番濃い層があるような
17 状況でございます。従いまして、座長の話にもありました、潜根性の山菜、例えばコシア
18 ブラとかの、地表面すぐ下を掘るような所の山菜が濃度が高い結果を出す状況になってい
19 まして、だいたい5センチから10センチの表土を除きますと、その下の土に関しては放
20 射性物質の影響をほとんど受けていないという形でございますので、おそらく今ほど新地
21 町のお話であった水田などの客土につきましては、10センチ15センチ剥いだ下の放
22 射性物質の影響を受けていない土を運んでいるのではないかと、それから上の、腐植層でど
23 ちらかという土地力のある土は、濃度が強いものですから、避けておくか、もしくはそう
24 いった影響のないところの客土に使う形で対応されているのではないかと推定いたしま
25 す。

26

27 (座長)

28 他にございませんか。松永委員お願いします。

29

30 (松永委員)

31 出荷制限された食物が解除された場合、その後のモニタリング調査というのはなされる
32 のでしょうか。というのは、空中の放射線量というのは日々刻々と変動していて、私ども
33 南相馬市の現状で見ると、一度除染しても除染する前よりかえって高くなると、日々刻々
34 と数字が上がったり下がったりするので、一度解除されたあと空間線量が高くなってしま
35 ったという所も実際あるようですから、そういうところの食物を一度は解除したから問題
36 無いですよと、どんどんパスしてしまうのか、それとも、その都度、モニタリングされて
37 いるのか、そのあたりについて説明願います。

38

39 (座長)

40 いかがでしょうか。

1 (事務局：環境保全農業課長)

2 農林水産物のモニタリング関係ですが、モニタリング検査につきましては基本的に、県
3 内の農林水産物、特に農産物については生産される産地ごとに出荷前、出荷中に検査をし
4 て、安全性を確認して出荷に結びつけているものです。従いまして、これまで検出されな
5 い品目や解除になった品目でも、これまでと同じように出荷前と出荷中にモニタリング検
6 査をいたしまして、安全性を確認しております。検査は市町村ごとに何点と検体数を決め
7 て実施しております。それが資料にお示ししました合計の点数になるわけです。県としま
8 しては産地毎に安全性を十分確認した上で出荷をしているという理解をしているところで
9 ございます。

10

11 (座長)

12 他に何かございますか。

13

14 (加藤委員)

15 2点お願いします。1点目は、33ページ「No.1(3)」の所で、下半期に福島市と郡
16 山市でシンポジウムが開催予定であり、現在、申し込み受け付けているということなので、
17 どの程度の申し込み状況なのかをお聞きしたいと思います。そう思ったのは、その下
18 の「No.2」のところで、25年度、26年度上半期のところでやはり同じ内容で事業が
19 実施されており、25年度は延べ2,097名参加であり、26年度上半期は、2,73
20 4名となっており、事故から時間が過ぎてきていますが、もしかすると放射能に対する意
21 識が高まって参加人数が増えているのかな、と感じました。そうだとすると、「No.1の
22 (3)」の申し込み状況がかなり増加しているのではないかなと思い、お聞きしたいと思
23 いました。それが1点目です。

24 2点目は、資料2についてですが、以前は野生の山菜ときのこのデータがごちゃごちゃ
25 になっていて見づらいなんてことを思ったことがありましたので、それが今回は資料2の
26 別添のほうで、山菜の野生のものときのこの野生のものが分けて表示されているので、こ
27 のあたりが非常に見やすくなったなと思いました。それで野生の山菜きのこについては、
28 だんだん改善されているな、と先ほどの話しと合わせて思いましたので、以上2点です。

29

30 (座長)

31 感想が1つと、参加人数に関する御質問ですね。事務局、お願いします。

32

33 (事務局：消費生活課長(代理：消費生活課主幹))

34 消費生活課でございます。今、シンポジウムにおいていただく方を募集中でございます
35 が、文化センター、ハマツ、双方の会場とも300名を目標をしてございませうが、今年1
36 月になってから本格的に広報が始まりましたので、今のところ10分の1程度の申し込み
37 でございます。これから申込者が増えるものと思っております。テレビCM、ラジオ、雑
38 誌、その他の広報で、消費者団体、その他子育て世代の団体や福祉団体にもご案内してお
39 りますので、参加者が増えるものと考えております。また、「No.2」で昨年度の2,07
40 9名参加というものと、今年の上半期で既にオーバーしているという状況につきましては、

1 昨年度ご案内していませんでした中学校でのリスクコミュニケーション、放射線教育に関
2 連した取組とタイアップした形で、こちらから県内の中学校に出向いて、そこで教職員、
3 生徒の皆さんに放射線の基礎、それから今の現状等々を学識経験者にお話しただいてる
4 ことを新たな取り組みとして計上した関係上このような形で人数が増えている次第でござ
5 います。

6
7 (座長)

8 ありがとうございます。よろしいですか。はい、田崎委員お願いします。

9
10 (小沼委員 (代理：田崎様))

11 私からは2点ほどあります。聞き漏らしたのかも知れませんが、32ページの水道水の
12 ところで管理目標値というのがあるのですが、一般的な基準値でなく管理目標値というの
13 は具体的な数字はどのようなのかな、というのがまず1点です。

14 あと、2点目は資料2についてです。ここでは野菜や果物の値で検出せずが何パーセン
15 トあるいは超えたのがこれくらいと具体的に載ってはいるのですが、この辺がまだまだ一
16 般の県民には伝わっていないような気がいたします。なぜかというと、私たちの団体、県
17 の消団連では、昨年と今年とその前もあるのですが、基準値100 Bq/kg 以内でも具体的
18 にその数字というかその中身を知りたいという方が、去年も今年も3割強いらっしゃいま
19 す。実際には新聞、民報さんや民友さんでも具体的な数字が出ていたり、ホームページな
20 どで具体的に発表しているのに、なかなか一般の方には伝わっていないと感じられたので、
21 この資料2のところを私たちの団体も含めて、伝えていかななくてはいけないのですけれど
22 も、どう伝えていくのかが課題なのかな、と思うのです。それから、放射性物質に関する
23 情報をどこで得ますか、ということに関しては、1番が新聞、次が県や市のホームページ
24 となっていました。ですから、消費者の中でも分かれているのかなと思いました。情報を
25 いかん伝えていくのが大切なのかなと思いました。今日の資料はとても良い資料なので、
26 どう伝えていくか、今後の課題かなと思いました。

27
28 (座長)

29 では、食品生活衛生課長お願いします。

30
31 (事務局：食品生活衛生課長)

32 水道水の管理目標値というのは10 Bq/kg でございます。

33
34 (座長)

35 一緒ですね。

36
37 (事務局：食品生活衛生課長)

38 一緒です。10 Bq/kg です。それから、広報のあり方については、我々も常日頃から考
39 えておりまして、伝えるだけでなく、伝わっているかどうか判断の基準でございますの
40 で、色々試行錯誤ではあります、努力していきたいと思っております。

1 (座長)

2 個人的にですが、私には「数字が小さくて見にくい。」という印象があります。遊佐委
3 員お願いします。

4

5 (遊佐委員)

6 ただいまの所と関連して、少し質問ありまして、33ページの「No. 3 (3)」について
7 です。下期の計画なのでこれからだと思っておりますが、全世帯に冊子を配るということで、
8 この中身をどのような構成でお考えなのかということです。先ほどの田崎さんからの質問
9 に関連するのですが、冊子のようなものは消費者庁や様々な国の機関などがだしているか
10 と思います。国の冊子などに従った最低限の情報が必要だと思っておりますが、せっかく全戸
11 に配りますので、福島で3年、4年と検査を行ってきてどのように低減してきたかという
12 ような、福島の実態というものも冊子の中に組み込んでいただければ目にする機会も増え
13 るのではないかと考えますので、県に現在のお考えを聞きたいと思っております。

14 それと、今更ながらで大変恐縮でございますが、37ページの「No. 1」、乾燥した加工
15 品の中で検査方法が国から示されていない食品について水戻しの研究しているとあったの
16 ですが、検査方法が確定していないということは、これらの出荷制限などの判断を実際は
17 どうしているのか、教えていただきたい。農家さんが自分の原料を使って直売所等でやら
18 せてもらっているものもあれば、業者さんが他県産の原料を使って作っているものもある
19 うかと思いますが、原料が大丈夫だったら加工品も大丈夫だとはいかないと思っておりますが、
20 対応の違いについて改めて確認させていただきたいと思っております。

21

22 (座長)

23 事務局お願いします。

24

25 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

26 消費生活課でございます。33ページの全戸配布の冊子の内容でございますが、食品と
27 放射能のQ&Aという冊子でございまして、消費者庁で先に作成した内容に現在の情報を
28 加え内容を充実させたものでございます。中身としましては、放射能の基礎知識や人体へ
29 の影響、食品の放射性物質に関する規制、それから農産物、水産物、畜産物、林産物、野
30 生鳥獣、飲料水の安全性に関するQ&Aが入っています。それから、日常生活で摂取する
31 放射性物質についても網羅されているような形で、この中身は、例えば食品中の放射性物
32 質で、福島県であれば浜通り、中通り、会津地方ということで調査時期24年の2月から
33 3月、それから9月から10月まで、25年の2月から3月までのものと、25年9月か
34 ら1月というような事の他に、食品中の放射性物質に関する意識調査の抜粋なども載って
35 おりますので、こういったものを増刷して、県内の各市町村を通して3月末までにはご家
36 庭に届くという手はずになっています。

37

38 (座長)

39 それでは、水戻しの件について、事務局お願いします。

40

1 (事務局：食品生活衛生課長)

2 国から検査方法が示されていないものにつきましては、安全側に立つということで、水
3 戻しをしない、乾燥した状態での検査結果によって判断しております。ただ、やはりこの
4 試験調査研究につきましては、資料に書いてありますが、国に情報を提供いたしまして、
5 早急に検査方法、工程を示していただこうと働きかけをしているところでございます。

6

7 (座長)

8 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

9 他に何かございますか。千葉委員お願いします。

10

11 (千葉委員)

12 32ページの水の所なのですが、「No.2」は、井戸水等ということで、警戒区域や計画
13 的避難区域の井戸水などを検査しているということでもよろしいかということと、関連して、
14 34ページの「No.5」に町村としては広野と檜葉と川内ということで、戻られたときの
15 井戸水の安全利用の啓発活動をしているということなのですが、先ほどの警戒区域の井戸
16 水としては、超過した検体はないということで、数値的には大丈夫だけど戻る人のことを
17 考えて、丁寧に相談体制をとっていくと、そういう意味で考えてよろしいのかということ
18 について伺います。警戒区域の中での水の安全の確保というところで気になりましたので。

19

20 (事務局：食品生活衛生課長)

21 井戸水の検査につきましては、警戒区域以外の地域で井戸水使っていて心配だという方
22 にも、市町村を通して検体を集めまして検査をするという状況でございます。それから、
23 ポスターチラシの啓発の点でございますが、これはやはり長年使っていないという井戸水
24 でございますから、放射性物質以外にも配管の中に色々なものが蓄積していることが考え
25 られますので、定期的な水質検査を受けてから使っていただくことと、その前にまず、十
26 分に井戸水を出してから、水質検査を受けて、その後に塩素消毒や器機の確認など全般的
27 な形で飲用井戸水の安全利用を放射性物質以外も含め啓発しているものでございます。

28

29 (千葉委員)

30 そうしますと、32ページの井戸水の件は、県内の他の地域も含めて行われているとい
31 うことでよろしいのですか。

32

33 (事務局：食品生活衛生課長)

34 希望あればということで実施しております。

35 (座長)

36 他になければ、議題1については終了とさせていただきます。平成24年度から現在の
37 プログラムが動き出し、今年度で最終ということになります。プログラムについては、先
38 ほど保健福祉部長がおっしゃいました放射性物質対策を含めた3つの柱を事業に据えて、
39 今ほどそれぞれの主管課長さんからご報告があったとおり、着実に行われているというこ
40 とでございます。

1 今回はプログラムの中間報告でございますが、目標値で悪化しているのが、2 ページの
2 ⑩、食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数がございました。課題解決に向けて
3 今後とも主管課の方々の取組を期待したいところであります。

4 また、今年の3月でこのプログラムは終了することになるのですが、それぞれの課にお
5 かれますは、各事業の実績を整理していただきまして、さらに検証・評価を実施し、プ
6 ログラムを見直されるということになりますので、残すところ3ヶ月ですけれども、一層
7 確実な取組をお願いしたいと思います。

8 それでは、続きまして議題2の最近の食の安全・安心に関する事例についてですが、ま
9 ず「(1) 冬季における食中毒対策に向けた取組について、本県における不良食品の発生
10 状況について」を事務局から説明をお願いします。

11

12 【2 最近の食の安全・安心に関する事例について】

13 【(1) 冬季における食中毒対策に向けた取組について、

14 本県における不良食品の発生状況について】

15 (事務局：食品生活衛生課長)

16 資料3をご覧ください。はじめに、「冬季における食中毒対策に向けた取組について」
17 報告いたします。これまでの本県における食中毒の発生状況をみますと、10月～3月の
18 冬期間にノロウイルスを原因とする食中毒が多発しております。これは、本県に限らず、
19 全国的な傾向となっております。従いまして、冬季における、ノロウイルスによる食中毒
20 防止対策は、県民の健康を保護する上で非常に重要であると考えております。

21 本県における平成20年から平成26年までの7年間に発生した食中毒を見てみます
22 と、全発生件数の約30%がノロウイルスによるもので38件、患者数は、1,333名
23 と約88%を占めております。ノロウイルスによる食中毒を予防するポイントにつきまし
24 ては、資料に記載してあるとおり、「調理する人の健康管理」、「調理作業前などの手洗い」
25 と「調理器具の消毒」の実施にあります。具体的な取組としましては、3に記載してあり
26 ますとおり、一斉監視指導、集団給食施設における従事者への衛生教育、一般消費者を対
27 象とした出前講座の開催と積極的な広報活動を実施し、これからの食中毒防止対策に万全
28 を期していきたいと考えております。

29 続いて、裏のページでございますが、「本県における不良食品の発生状況について」報
30 告させていただきます。

31 先ほどお示したデータは9月末の数字ですが、こちらは12月末の数字となっていま
32 す。昨年末から今年にかけ、テレビや新聞等の報道により、日本マクドナルド社のファース
33 ストフード店で提供された食品への異物混入が問題となっております。

34 食品への異物の混入は、細菌等の汚染のほか食べた人に対する物理的危険につながるお
35 それがあります。今回の一連の報道によれば、郡山市で発生した事案を含めて、2件の健
36 康被害が報告されております。

37 平成26年度12月末現在の本県の食品製造施設等を原因とする不良食品の発生状況は
38 資料の表のとおりであります。全体で40件発生しており、このうち異物混入事案は1
39 3件発生しております。県といたしましては、食品への異物混入を含め、表示違反や規格
40 基準違反などの発生を未然に防止するため、引き続き、保健所による食品関連施設への監

1 視指導や食品の検査、さらに従事者等を対象とした衛生教育の実施に努めてまいりたいと
2 考えております。

3

4 (座長)

5 ありがとうございます。年明け早々食品の異物混入など、あまり良いニュースがありま
6 せんでしたが、これにつきまして感想やご意見などはありますか。加藤委員お願いします。

7

8 (加藤委員)

9 最近、テレビで未成年の少年が爪楊枝などの異物を混入させ、ユーチューブに投稿し、
10 内容がだんだんエスカレートして今日は1円玉を入れてそれを投稿しているニュースが、
11 このところ2、3日報道されてます。このような異物混入はなかなか取り締まれないと
12 思うのですが、爪楊枝にしろ一円玉にしろ入れられたらかなり汚いわけですよね。ネット
13 での情報の拡散など、取り締まりは難しいと思うのですが、愉快犯などに対する取り締ま
14 りというのがありましたら教えていただきたい。

15

16 (座長)

17 食品生活衛生課長いかがでしょうか。

18

19 (事務局：食品生活衛生課長)

20 県としましては、とにかく情報あれば、すぐ現場に立ち入りしまして、原因の究明と再
21 発防止指導を実施します。今回の日本マクドナルドの件につきましても、行政機関が公表
22 したという事例はございません。おそらく他の県もそうだと思うのですが、福島県の場合
23 は、公表するにあたって県民の健康保護といいますか、危害が及ぶおそれがある場合、立
24 入調査を行った後で速やかに公表し、県民の健康保護を図っていきたくて考えています。

25 もう一点ですが、犯罪が絡むものについては、情報あればすぐ県警と連携を密にし対応
26 しております。今回のマクドナルドの件につきましても、犯罪性があるかどうかの判断を
27 行うために県警本部から状況について照会がございます。連携を十分に図りながら対応し
28 ていきたくて考えております。

29

30 (座長)

31 よろしくお願いします。本当に、事実確認をしないかぎりには動けないでしょうね。よろ
32 しいでしょうか。

33 ノロウイルスは今が流行期で、現に多く発生しているわけですので、給食施設等になり
34 ますと1事件の患者数が非常に多くなりますので気をつけなくてはならないと思います。
35 一般家庭に対しましても、手洗いうがいの徹底を図ると同時に、県におかれましては、監
36 視指導、衛生講習会等々の情報提供、啓発活動を幅広くお願いしたいと思います。

37 それでは、続きまして「(2) 自家消費野菜等放射能簡易検査のための非破壊式測定器
38 の導入について」事務局から説明をお願いします。

39

40

1 **【(2) 自家消費野菜等放射能簡易検査のための非破壊式測定器の導入について】**

2 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

3 資料4によりましてご説明いたします。こちらは、家庭菜園等の販売目的にする流通品
4 以外野菜や山菜やきのこなども対象にしているものでございます。この検査を行うために
5 県では、国、消費者庁と連携しまして、平成23年11月から順次各市町村に検査機器を
6 配備してきたところでございます。今では500台以上の検査機器が全ての市町村に配備
7 されております。1台以上を必ず各市町村に配備して、自主検査ということで住民が自宅
8 等で対象となる品目を洗浄し、みじん切りにして検査場所に持ち込んでいただき、検査し
9 てきました。

10 参考1をご覧ください。住民ニーズについて調査するため、昨年度、平成25年10月
11 から12月の3ヶ月に実施した利用者に対するアンケートでは、約6割の方が野菜を刻ま
12 ずに検査してほしいということでございましたので、検査機器の開発も順次されていたと
13 ころなので、今年度、県としては各市町村の要望をとりまとめまして、刻まずにそのまま
14 測れる非破壊式測定器を契約し、順次11月より導入しており、3月までに配置が完了す
15 る予定です。

16 参考2が先行事例の紹介になります。表をご覧くださいと分かると思うのですが、福島
17 市と桑折町に昨年度末に先行して刻まずに検査が出来る測定器を導入した結果になりま
18 す。今年度の上半期の実績が福島市、桑折町ともに、表の二重線の上になりますが、11
19 4.6パーセント、100.5パーセントということで、昨年を上回る検査実績となって
20 います。表の一番下の段をご覧ください。この表の26年度の対前年度比でござい
21 ますが、県内全体を見ますと8割弱に検査件数が落ちております、年度が経過して同じ作物で同じ
22 場所で作っているということでもあろうかと思いますが、そういった理由で8
23 割弱に落ちているのでありますが、先行して入れたところは、前年を上回るような実績と
24 なっております。こういった野菜等を刻まずに放射能を測定する測定器の配備を今年度中
25 に80台、希望の市町村に配置して検査できるような体制にすることとしております。

26
27 (座長)

28 ありがとうございます。本当に非破壊測定器を配備していただいた、大変これは便利で
29 すね。

30 御意見等はございますか。遊佐委員お願いします。

31
32 (遊佐委員)

33 前回の懇談会だったかと思いますが、産地の自主検査におきまして、農家の方は切り
34 刻むことは、この震災以降はやむを得ないと、ある程度納得ができていたということがご
35 ざいでしたが、やはり負担感はあるということで、非破壊でできないかと質問をしたとき
36 に、なかなか野菜の形状とか重量が違うので、やはり測定器を一つ一つ作るにしても、別
37 立てで野菜専用ということでやらなくては行けないと、魚もそうであるとお話しをいた
38 きました。ただ、この自家消費野菜用の測定器について、これだけ普及してきてますし、
39 非常に検査数も伸びているということになりますと、どうしても非破壊式測定器を運用す
40 る考えを持ってしまいまして、実際の自家消費野菜用の非破壊式測定器につきましては、

1 野菜の種類によって検査・測定する時間がどのようになっているかと、厚労省のスクリー
2 ニングの基準関係で、こういった数値基準であれば大丈夫かということについて改めてお
3 尋ねしたいと思います。

4 これで自家消費野菜で出来ているということであれば、先ほどの資料にありましたよう
5 に、かなり園芸品目はもうほとんど検出しない割合が高くなっておりますから、より簡易
6 な測定方法で判断できるということになれば、農家の苦労も軽減できるのではないかと考
7 えまして、質問させていただいたのですが、再度お考えがあればお願いしたいと思います。

8

9 (過足委員)

10 私も質問したいのですが、80台というのは、市町村にだけに配備されるのでしょうか。
11 それとも各市場に配備されるのであれば、私のところにはまだ連絡入っていないのですが。
12 現在は、破壊式の検査で相変わらず時間をかけてやっているのですが、皆さんから飽きら
13 れてしまうもので。そのあたりがどうなっているのかお知らせいただければと思います。
14 それから、この測定器はどうすれば購入することが出来るのか、そのあたりも併せて教え
15 ていただければと思います。よろしく申し上げます。

16

17 (座長)

18 事務局お願いします。

19

20 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

21 80台の行き先ですが、各市町村及び県の消費生活センターも含め、県と各市町村で8
22 0台でございます。先ほどの質問に関連するのですが、あくまでも自家消費野菜の検査結
23 果は自主検査であって検査結果を参考値として取り扱うという性質のものでございます。
24 それから測定器についてでございますが、開発メーカーが数社あるようですので、お調べ
25 いただければ何社かでてくるのかなと、地元の企業もあるようですので、参考にしていた
26 いただければと思っております。

27

28 (過足委員)

29 今、参考にすればよいということですか。数値のことですか。

30

31 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

32 数値のことではなくて、開発企業がある程度限られておりますが、開発企業が県内及び
33 県外に数社あるようですので、お調べいただければ分かるかと思えます。当課で県のほう
34 の入札をした際も、数社で入札に参加しております。

35 (座長)

36 参考値というのは、あくまでも公にはできない数値ということなんでしょうか。

37

38 (事務局：消費生活課長 (代理：消費生活課主幹))

39 検査結果については、その場で申し込みされた方に説明しているところでございます。

40

1 (座長)

2 県で参考値を集計してデータベース化することはしていないということですか。

3

4 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

5 市町村の方で全ての検査結果については、月別に出しておりますので、その検査件数、
6 それから基準値の2分の1を超えた件数については、報告していただいているところでご
7 ざいます。

8

9 (過足委員)

10 質問の理由が少し違ったのですが、私は刻まないで検査する測定器が非常にほしい訳で
11 す。刻んで検査する測定器は2台も3台もあるのです。ただ、私たちが使用するもので
12 から、簡単な測定器、非破壊式の測定器が、非常に教えていただければ助かると思った
13 ものですから、3月頃まで全部決まってしまうという話があったのですが、ぜひそうい
14 う指導を市場の方にもお願いできればなど。

15 市場には一番簡単に相談に来ます。どこどこで採った山菜なんだけど、だめなのかいいの
16 かというのは、一番先に持ってくるのです。ですから、行政機関も良いのですが、意外に
17 この簡単な測定器で良いならスーパーさんなどが、良いのではないかと思います。野菜な
18 どを持ってきて「どうかな」ということもあると思います。必ずしも行政機関でなくても
19 良いかと思うのですが。

20 また、県内ではこういう商社があるからこういう数社からと「どれ」ということは行政
21 だから言えないかと思いますが、検査機器のメーカーは県などには行くと思いますが、私
22 たちのところにはあまり来ないもので、そういった情報をいただければ助かるかなと思
23 いました。

24

25 (座長)

26 個別に対応をお願いしたいと思います。それから、基準値をどういう基準で判定してい
27 るのか、という当初の質問があったと思うのですが、いかがでしょうか。

28

29 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

30 基準値については一般食品と全く一緒でございます。基準値の半分を超えた場合は精密
31 な検査をするかどうかを、申込者の判断で要請を受ける場合もございます。

32

33 (座長)

34 長い大根とかゴボウなども非破壊で測れるようになると良いなと思います。

35 太田委員お願いします。

36

37 (太田委員)

38 これは切らないということですが、測定に必要な量は今までと比べてどうなのですか。

39

40

1 (座長)

2 いかがでしょうか。

3

4 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

5 量については、野菜などでは、ザルに入れるような形である一定の量が必要になってき
6 ます。

7

8 (座長)

9 何グラムぐらいでしょうか。

10

11 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

12 それは機械によって性能が若干異なりますので、その性能に合わせた量になります。測
13 定器も一種類ではありませんし、検査場からの指導もあるかと思えます。

14

15 (座長)

16 500グラムですと、マツタケ500グラムは大変ですよ。

17

18 (事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）)

19 500グラムというのは、500ccなのですが、破壊式で1リットルで始まったもの
20 が容量を半分にして、マリネリ容器につめるよう少なくして500ccに技術水準が上が
21 って現行になっているものと思えます。

22

23 (座長)

24 田崎委員お願いします。

25

26 (小沼委員（代理：田崎様）)

27 これに関しては、私からは2点ほどあります。昨年の消費者団体のアンケートでもやは
28 り、「刻まないでほしい」とか「1キロでなくもっと少なくしてほしい」とか「時間を短
29 くしてほしい」という要望があったので、この意見が反映されたものとして大変評価して
30 おります。もう1点は、私自身、非破壊式で検査していただきました。実際に行って、私
31 の場合は、700グラムはほしい、ということと、中に入るものを、ネギだったら半分で
32 すかね、時間も5分から10分で検査していただいております。そのときに、限界値と
33 いうのを消費者は気になるのかな、と思ったので、その辺をきちんと伝えていただければ
34 良いと思います。これは、福島市なのですが、18台くらい入っているのでしょうかね、
35 すぐ申し込んで、混んでいなければすぐ測定してもらえるとということで、消費者にとって
36 はとても便利かなと思います。これは公表して良いか分からないですが、自家消費に限ら
37 ず、買った物でも良いですよ、みたいなことを言われたので、そうすると心配な方は持つ
38 て行けば良いのかなと思いました。ただこれは、確認していないのですみません。

39 それから、たまたま海外の方がいらしたので、海外の方は日本の、特に福島のそういつ
40 た所に敏感で、心配していたのですが、非破壊の所について実際に私が持って行ったもの

1 を一緒に見ていただいた時に、すごく安心されたのですね。ですから、県民にも県外の方
2 あるいは海外の方にとっても、これはすごくPR出来るところではないかなと思います。
3 とにかく、丸ごと検査できるというのはこれからもっともっと求められてくるのではない
4 か、と思いました。

5

6 (座長)

7 ありがとうございます。非破壊方式におけるデータの信頼性ということについて、心
8 配な部分もある方もおられると思うのですが、もしそこで心配であれば、要精密検査とい
9 うことにすればよい、というようなことでございます。これは、検体を刻まないでという
10 非破壊方式の測定器が順次市町村に導入されているという、大変、食の安全・安心につな
11 がる取組ではなかろうかと思いますが、一方において、そういうものが何処で買えて、調
12 べられるのかという情報も合わせて知らしめることの必要もあるのではないかという意見
13 もございました。

14 それでは、続きまして「(3) あんぽ柿の産地再生に向けた取組について」事務局から
15 説明をお願いします。

16

17 **【(3) あんぽ柿の産地再生に向けた取組について】**

18 (事務局：園芸課長)

19 資料5をご覧ください。あんぽ柿の産地再生に向けた取組をご報告したいと思います。
20 福島県、特に伊達地方のあんぽ柿につきましては、県内の9割以上の生産量をほこって
21 り、震災前は30億円の産地でございました。ただ、震災以降23年度から県から加工自
22 粛をお願いをしております、23年、24年と伊達地方であんぽ柿は生産されなかった
23 という状況でございます。産地の再生したいという熱い思い、それから関係機関、特に国
24 から事業費等の支援をいただきながら、再生の取組をしまいにしまして、25年度に3年
25 ぶりの出荷再開ができました。25年度は200トンの出荷でございました。今年度も引
26 き続き、取組を進めております、成果としましては、出荷量が昨年200トンから今年
27 は700トンになるだろうと思っております。安全性につきましても、検出限界値未満の
28 値が、昨年は90パーセントでしたが、現在は95パーセントということで、安全性につ
29 いても向上しております。近い将来、震災前のお荷量1,500トン以上の産地にまで回
30 復したいと考えております。

31 以降、部分的にご説明したいと思いますが、安全な原料柿の確保でございます。7月に
32 幼果期、まだ青い時期に検査をしております、全体で2,770点検査をしております。
33 この結果に基づきまして、安全に加工が出来る地域をモデル地区として設定してございま
34 す。昨年は23の大字についてでしたが、今年は61まで拡大できました。残り10の大
35 字が残っておりますが、これについては来年に向けて取組を行っているところでございま
36 す。さらに、次のページの一番上を見ていただきますと、モデル地区の中でも圃場ごとに
37 判断しております、モデル地区内でもリスクの高い所につきましては、加工自粛しても
38 らっています。こういったことで安全な原料柿を確保するとともに、「3」のGAPの取
39 組によりまして、2次汚染の防止対策など徹底して生産工程管理を各所で実践をしてもら
40 っております。

1 それから、全量非破壊検査でございますが、全てスクリーニング法に基づく検査をしよ
2 うということで、昨年は12台、今年はさらに14台、合わせて26台の体制で今年度は
3 検査をしております。検査の方法としましては、1箱に8トレー入ったケースのままそれ
4 ぞれ検査できるようになっております。1つのトレーには200グラムから230グラム
5 のあんぽ柿がパッケージされている状況でございます。それで、スクリーニングレベルは
6 50ベクレルにしてございますが、それを超過した場合には、箱毎廃棄するという
7 安全性に注意をしているところでございます。結果につきましては、福島県あんぽ柿振興
8 協会のホームページで公開してございます。12月末までのデータですと、167トンの
9 検査が終わっております。

10 また、販売対策でございますが、重点荷受市場を通じまして販売体制を構築してござい
11 ます。特に昨年は200トンしか出荷がなかったのですが、販売努力をしていただきまし
12 て、震災前と同等の単価で販売していただいておりますし、今の段階でも昨年同様の価格
13 で販売していただいているところでございます。引き続き販売対策にも力を入れていき
14 たいと思っております。

15

16 (座長)

17 ありがとうございます。

18 委員の御意見、感想などないでしょうか。

19 7月に幼果期検査を実施して10 Bq/kg 未満が80パーセント以上で、さらに9月に収
20 穫前の検査で7 Bq/kg 以下の圃場のものを加工するという部分をですね、もっとアピール
21 したら良いのではないかと思います。7 Bq/kg で自主規制、7 Bq/kg 以上は干し柿にしな
22 い上、50 Bq/kg 以上のものは廃棄する管理は凄いやというしかないです。

23 過足委員お願いします。

24

25 (過足委員)

26 あんぽ柿は、大変な努力をしているのです。ここまでやらなければいけないの、とい
27 くらい一生懸命に汗をかいて取り組んでいます。私も食べますけどおいしいです。是非、
28 買うように言っていただきたい。生産地は喜んでくれますので。余計な話ですが、本当
29 に努力しています。もの凄いや力を入れてます。

30

31 (座長)

32 頭が下がりますね。特にご意見は、今の過足委員のお褒めの言葉で全てだと思
33 いますが、700トンを目指しているということなので、我々も応援したいと思
34 っております。全国的に、福島のがんば柿が放射能でだめになったと、積極的に我々一人一人がPR
35 スタッフになってしていければなと思っておりますが、同時に行政機関、生産者と一緒
36 になって、衛生管理はもちろんのこと放射線の結果、これについても理解をしていかなければと考
37 えております。

38 それでは最後になりますが「(4) デンソーグループ社員食堂における「福島フェア」
39 について」ですが、ご説明をお願いします。

40

1 **【(4) デンソーグループ社員食堂における「福島フェア」について】**

2 (事務局：農産物流通課長(代理：農産物流通課主幹))

3 農産物流通課でございます。愛知県刈谷市に本社をおきますデンソーグループでは、食
4 材を通じた地域との共生プロジェクトを実施しており、同社は本県にも田村市に工場を誘
5 致しておりますので、そういったご縁もあって、福島の食材を使った社員食堂のフェアを
6 実施したいというお話しを頂戴しました。(1) から (4) に示しますとおり、10月の
7 下旬から11月上旬にかけて、デンソーの17社62食堂、全国の工場一斉に福島
8 県のメニューを取り扱っていただくという取組がございました。お米を中心にお魚も含め
9 て2,500万円を超える原材料の仕入をいただくとともに、福島のご当地メニューとい
10 うことで、福島をイメージさせる福島のソースカツ丼や喜多方ラーメンなどをメニューに
11 取り上げていただき、非常に社員の方に好評を得たと伺っております。また、合わせて売
12 店のほうで福島の特産品の販売も実施いただきました。こういった取組は厳しい風評を払
13 拭するうえで、非常に良い事例であり、こういった取組がより多く県外に広がるように、
14 この間こういった取組をPRしながら、福島県の食材は安全で安心だということを働きか
15 けていきたいと思っております。

16
17 (座長)

18 はい、ただいまの説明に対して何かご意見、感想などありますか。加藤委員お願いしま
19 す。

20
21 (加藤委員)

22 前にこの会でも、食の安全については福島では非常に努力している。米も全ての袋につ
23 いて検査しているし、あんぽ柿も然り、それから畜産も然り、果物も安全については、今
24 日のデータにも上がっているとおり、十分になされているのですが、前々から言っている、
25 安全だけ消費者に安心をなかなか実感してもらえない。だから具体的に言うと、米の価
26 格が福島県産だということで少し安くされてしまう。それから今日の民報新聞にも載って
27 ましたけども、肉牛の繁殖業は、まだ良いのですが、牛の肥育農家さんは、育てて大きく
28 してとても良い品質でも、福島県産というのと2、3割安くされてしまうとのことです。
29 やはり安全は十分確保されている。それは今日のデータからも示されるのですが、私たち
30 は分かるのだけれど、安心だと思って消費者に買ってもらうために、やはりアピールしな
31 くてはならないと思っております。それで、知事さんもトップセールスを行ってますし、ジャニ
32 ーズのTOKIOはダッシュ村の企画で福島県で活動していたことから、テレビCMでか
33 なり大々的に、おいしく食べて、安全だって、安心だって、アピールしてもらったので
34 すが、そういうことをこれからはまだやらないとだめなんじゃないかと考えます。その辺を
35 どのようにお考えかをお聞かせください。

36
37 (座長)

38 安全・安心についてPRを、おいしく安心して福島県産食材は食べられるのだ、という
39 ところにPRの時代に入ったのではなかろうかということのようですが、いかがでしょう
40 か。

1

2 (事務局：農産物流通課長（代理：農産物流通課主幹）)

3 委員ご指摘のとおりだと思います。消費者庁の調査でも福島県産を倦厭するという方が
4 2割程度いらっしゃるということで、御理解いただくには、まだまだだと受け止めており
5 ます。安心していただくというところが実に難しいところでありまして、まず安全の確保
6 につきましては、米の全量全袋検査や肉牛の全頭検査などの体制を各種の消費者イベント
7 や知事のトップセールスも含めてPRしていきたいと思います。これからは、安全だと言
8 うだけではなくて、福島県の食品は非常においしいなというところや、生産者の思いなど、
9 こういった所に気を配って、こういう良いものを作っていますと、そういう所にフォーカ
10 スを当てて広告していきたいと思っています。ちなみに今月の28日からTOKIOを起
11 用した、今年度最後のCMになります、お米の天のつぶのコマーシャルを首都圏と県内に
12 放映してまいりますので、ご覧頂ければと思います。

13

14 (座長)

15 このような取組はまだあると思いますので、今後、継続して、お願いしたいと思
16 います。まさにPRの段階にきたのかな、という印象は持ちました。

17 以上で用意された議題すべて共有できましたが、全体を通して委員の皆様のご意見ござ
18 いますでしょうか。松永委員お願いします。

19

20 (松永委員)

21 今、加藤委員がお話しされたことにも関連するのですが、安全・安心という言葉が以前
22 は四字熟語だったのですが、今、県のほうからいただく資料を見ても、安全と安心の間に
23 中点があると、これを中点が早くなるような取組をしていきたいと、それで食の安全
24 ・安心推進懇談会というこの会議自体がほとんどの時間が放射線に関わるものに集中して
25 しまっていて、本当であったら我々生産者、流通業者、消費者の方達と一緒に話しする
26 のは、例えばノロウイルスをなくしていこうとか、食中毒をなくしていこうとか、そうい
27 うことにお話しの中心を持って行くべき機会の懇談会だったはずなのに、我々の力では越
28 し難い放射線という嫌なものに対してのお話しがほとんどになってしまったので、非常に
29 残念だったということ。逆にこうした会議を含めて行政の方や民間の連携との取組につ
30 て、福島県から流通している食物は、もしかしたら日本一番で、逆に世界一番安全なん
31 ではないか、そんな風に私は感じます。

32

33 (座長)

34 ありがとうございます。関係主管課の皆さん、生産者、流通の皆さんの地道な努力の賜
35 だと、我々感謝しなければと思います。他になければ、これで私の座長の任を解かして
36 いただきたいと思います。よろしいですか。

37 どうも、ありがとうございました。

38

39 (拍手)

40

- 1 (司会：食品生活衛生課主幹(兼)副課長)
- 2 本日の日程は、すべて終了いたしました。
- 3 これをもちまして、平成26年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を終わらせ
- 4 ていただきます。本日は、ありがとうございました。
- 5